主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人松浦武、同畑村悦雄、同小林俊明の上告理由について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、被上告人らに本件手形の白地を 補充する等の所論の義務があるとはいえないとした原審の判断は、正当として是認 することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

Ξ	大	井	横	裁判長裁判官
_	昌		環	裁判官
己	正	藤	伊	裁判官
郎	治	Ħ	寺	裁判官